

○名寄地区衛生施設事務組合フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例

(令和元年12月2日条例第3号)

改正 令和6年3月4日条例第2号

(目的)

**第1条** この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、別に定めがあるものを除き、同法第22条の2第1項第2号の規定により採用された職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(他の条例の準用規定)

**第2条** この条例の施行に関し必要な事項は、名寄市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年名寄市条例第26号。以下「名寄市条例」という。）を準用する。この場合において、「職員が市に」とあるのは「職員が組合に」と、「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

**附 則**（令和元年12月2日条例第3号）

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和2年3月31日において、名寄地区衛生施設事務組合臨時職員に関する規則（昭和56年規則第1号）第3条により現に任用されていた者が、本条例の施行の日に引き続き同等の職名のフルタイム会計年度任用職員として任用された場合、条例の施行前に任用又は勤務していた期間は、名寄市条例第17条第1項の規定により準用される名寄市職員の給与に関する条例（平成18年名寄市条例第48号）第22条第2項の在職期間の計算にあたって、引き続き勤務していた期間とみなす。

**附 則**（令和6年3月4日条例第2号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

